

役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿院（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行う場合、次のとおり報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

	報酬	実費弁償費
理事会及び評議員会出席（1日当り）	15,000円	5,000円
監事監査（1日当り）	15,000円	5,000円

3 評議員選定委員会を実施した場合は、前項に準ずる。

4 役員等が法人業務のため出張する場合は、次のとおり報酬及び旅費等を支給することができる。

	報酬	旅費	宿泊費
業務出張(下記以外)及び学会発表者・座長	10,000円	実費	12,000円
業務出張(100km以内及び日帰り)	5,000円	実費	0円

(改廃)

第3条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成29年4月1日一部改定する。